

入札保証金の取扱いに係る説明書
(件名 西サ第34号西部工業団地内公園維持管理業務委託)

西部市民サービスセンター

1 入札保証

秋田市財務規則第109条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金の納付又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保の提供をしなければならない。

ただし、(2)のいずれかの事由に該当する場合は、これを免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

- ア 国債又は地方債
- イ 特別の法律により法人の発行する債券および市長が確実と認める社債券
- ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形
- エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（自社振り出しの小切手は不可）
- オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- カ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- キ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

(2) 入札保証金の納付を免除する事由

- ア 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金

入札保証金は、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額（1円未満切り上げ）

3 入札保証金の免除について

1(2)のいずれかに該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」（入保様式1）を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に当課に提出すること。審査の上、結果を通知する。

4 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供の方法

入札参加者は、入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供を次

